

令和2年改正道路交通法の施行における概要と運用について

1 要旨・目的

令和2年6月に道路交通法の一部を改正する法律が成立・公布され、高齢運転者対策の充実・強化及び第二種免許等の受験資格の見直し等について、令和4年5月13日から施行されるもの。

2 現状・背景

—

3 概要

(1) 対象者

運転免許保有者

(2) 事業内容（実施内容）

ア 高齢運転者対策の充実・強化

(ア) 運転技能検査の新設

75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検し、基準に達しない場合は運転免許証の更新をしない。

(イ) サポートカー限定免許制度の新設

本人からの自主的な申請により、運転できる車両をサポートカーに限定する条件を付与する。

(ロ) 高齢者講習の見直し

2時間の講習に一本化され、運転技能検査の受検者は、実車指導が除外される。

(ハ) 認知機能検査結果の判定区分及び検査方法の見直し等

- ・ 結果の判定を3区分から2区分へ変更
- ・ 検査項目から、時計描画を削除

イ 第二種免許等の受験資格の見直し

(ア) 第二種免許等の受験資格要件の緩和

特別な教習を修了した者については、第二種・大型・中型自動車免許の受験資格要件を19歳以上・普通免許等保有1年以上に緩和する。

(イ) 若年運転者期間の新設

上記(ア)の特例を受けて第二種免許等を取得した者については、「若年運転者期間」を設けて、この期間に基準に該当する違反行為をした者は、若年運転者講習の受講が義務付けられる。

(3) スケジュール

令和4年5月13日から施行

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

ア 運転技能検査等の運用

公安委員会において、自動車教習所等で基準に達しなかった者及び更新切迫者等に対し、運転技能検査，認知機能検査，高齢者講習を実施する。

イ 臨時認知機能検査の全件実施

公安委員会において、臨時認知機能検査を，原則全件実施することにより，自動車教習所等の負担を軽減し，高齢者講習等の受入体制の拡大を図る。

4 その他（関連情報等）

県警察ホームページ等により周知する。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police1/koureishakoushu.html>